

スポーツに関する事務の移管について

本市では、令和2年3月8日に梅田市長が久喜市「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」を宣言し、スポーツや運動を通じて誰もが心身ともに健康となり、活気あふれるまちづくりを推進しております。

この宣言をより一層推進していくため、久喜市議会令和4年2月定例会において、教育委員会の職務権限であるスポーツに関する事務を、学校における体育に関するものを除き、市長が管理及び執行するための条例「久喜市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」制定議案が可決されました。このことにより、令和4年4月1日からスポーツに関する事務を現在の教育委員会から健康・子ども未来部に移管し、スポーツと健康づくり全般に関する事務を一つの部が所管することで、効率的・効果的な事業の執行体制を構築することとなりました。

第3期久喜市教育振興基本計画については、教育委員会が所管する施策や事業を計画の対象範囲としていることから、スポーツに関する施策は学校における体育に関するもののみとなりますが、引き続き市長部局と連携を図り、スポーツの推進に努めてまいります。

く き し けんこう と し せんげん 久喜市「健幸・スポーツ都市」宣言

と し し ぜん ちょうわ と わ よろこ く わたし く き
都市と自然が調和する永久に喜 び暮らせるこのまちで、私 たち久喜
しみん だれ かがや すこ しあわ せいかつ おく ねが
市民は、誰もが輝 き、健やかで 幸 せな生活を送ることを願います。

ねが じつげん わたし けんこう いし き たか
この願いを実現するため、私 たちは健康づくりへの意識をさらに高め、
ひとり じぶん あ うんどう した
一人ひとりが自分に合った運動やスポーツに親しみます。

そして、スポーツによる豊かなコミュニケーションを通じて、世代を超
えて人と人がつながり、いきいきと暮らせる「健幸・スポーツ都市」を目指
すことをここに宣言します。

て き ど うんどう てきりょう よ しょくじ きそくただ せいかつしゅうかん じっせん
一 適度な運動、適 量でバランスの良い食事、規則正しい生活 習慣を実践
する『健康なまち』を目指します。

うんどう つう あら ちょうせん ゆう き けいぞく つよ い し
一 運動やスポーツを通じて、新たに挑 戦する勇氣と継続する強い意志を
やしな つね はってん め ざ
養 う『常に発展するまち』を目指します。

うんどう した たにん うやま けんきょ しせい なかま おも やさ
一 運動やスポーツに親しみ、他人を 敬 う謙虚な姿勢と仲間を思いやる優
こころ はぐく つよ きずな め ざ
しい心を育む『強い絆 のまち』を目指します。

からだ うご 「えがお やくどう め ざ
一 とともに身体を動かして、『笑顔あふれる躍動するまち』を目指します。

令和 2 年 3 月 8 日

久喜市長 梅 田 修 一

関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

十一 学校給食に関すること。

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五 ユネスコ活動に関すること。

十六 教育に関する法人に関すること。

十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一 大学に関すること。

二 幼保連携型認定こども園に関すること。

三 私立学校に関すること。

四 教育財産を取得し、及び処分すること。

五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること

(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)

二 スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)

三 文化に関する事(次号に掲げるものを除く。)

四 文化財の保護に関する事。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。